

平成28年度

磐田市の教育の概要



磐田市イメージキャラクター

ひっぺり

©磐田市

 磐田市教育委員会

1

磐田市の教育の目指すもの

■ 磐田市教育委員会の目標

「ふるさとを愛し、未来をひらく、心豊かな磐田市民」

「磐田の教育」道しるべ

- 一、かけがえのない命を精一杯生きること
- 一、自分のよさを誇りとし自信をもって行動すること
- 一、美しい立ち居振る舞いと温かな言葉づかいをすること
- 一、勤労・勤勉を喜びとすること
- 一、真善美に照らし正しい判断をすること
- 一、大志を抱き困難を乗り越えること
- 一、敬愛の心をもち家族を大切にすること
- 一、感謝の気持ちは「ありがとう」と素直に伝えること
- 一、年長者を敬い年少者を慈しむこと
- 一、寛大な心をもって人を愛し許すこと
- 一、郷土愛をもって伝統文化の継承を行うこと
- 一、宇宙・自然への畏敬の念をもつこと

平成二十六年三月策定

■ 教育大綱

「子育て、教育なら磐田」と誰もが実感できるまちづくりを下記のとおり目指します。

かけがえのない命を精一杯生き、ふるさとの先人たちが築きあげた磐田の大地に根を張った人づくりの精神と伝統文化を未来へ継承し、生涯にわたり社会を生き抜く力を育成します。

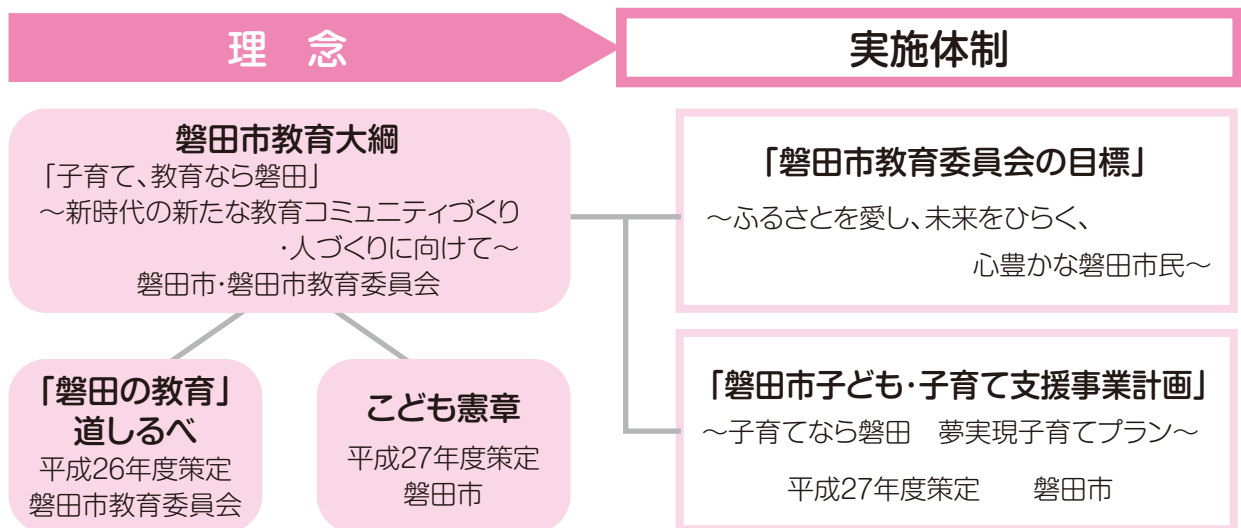
さらに、学校・地域・家庭の連携・融合による学府を核とした新時代の教育コミュニティを形成し、次代の社会をつくる学びの場を創造します。

市民誰もが進むべき道を示した“「磐田の教育」道しるべ”と、子どもたちの成長を育む“磐田市子ども憲章”を基に、本市の未来をひらく礎となる基本理念を教育大綱として定めます。

平成27年8月制定

磐田市の教育大綱
いのちを培う
誇りを培う
礼節を培う
敬愛を培う
感謝を培う
こころざしを培う

■ 教育大綱の位置付け



■ 磐田の教育について

平成27年度から新たな教育委員会制度がスタートし、これまでの教育委員長と教育長の両方の役割をもつ教育長が任命されました。さらに、「総合教育会議」が開かれ、その中で「教育大綱」が策定されました。このように教育界は大きな転換期を迎えています。また、「新時代の新たな学校づくり」にも取り組み始めています。

そのような状況の中で磐田の教育は、子ども自らが「人間的つながり」を学ぶ契機を大切にしていきたいと考えています。「子どものつながり」「地域とのつながり」「教師のつながり」の3つのつながりを深めることにより、「国際社会の中をたくましく生きる力」を育む教育を推進していきます。将来どこに行っても、自らの力で切り拓いていくことができるたくましさを知恵をもった人に育つよう努力してまいります。また、市民の皆様が新たな文化や文化財に出合うことができるような創造に力を注ぎ、十分享受できる環境を整えてまいりたいと思います。

「子育て、教育なら磐田」を実感できるまちづくりを、市民の皆様と共に努力していきたいと考えます。

磐田市の主な教育施策

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成し、「生きる力」を育むことは、磐田市教育委員会が平成22年度以来掲げてきた『ふるさとを愛し、未来をひらく、心豊かな磐田市民』の目指すところです。「生きる力」を育むことは、平成20年に改訂された学習指導要領にも示されています。そのためには、家庭及び地域、学校の役割分担と連携が重要であり、「地域力」の活用、「学びの場や環境」の整備が必要と考えています。そこで、教育委員会の施策を展開するにあたって、次の3つの基本方針を掲げることにしました。

【方針1】 子どもの「生きる力」を育みます。

【方針2】 子どもの成長を支える「地域力」をさらに活用します。

【方針3】 市民が活用しやすい「学びの場や環境」を整備します。

方針1 子どもの「生きる力」を育みます。

施策1 魅力ある園・学校づくりの推進

【基本方針】

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成し、「生きる力」を育む、魅力ある園・学校づくりを推進することを目指します。

【施策と主な取組】

◆は磐田市で独創的に取り組んでいる施策

①教育内容や教育環境を充実させます。

- コミュニケーション能力の育成
- 心の教育の推進（「あいさつをしよう、あいさつを返そう」、他）
- 食育の推進と学校給食の充実
- 子どもの体力の向上
- 教職員資質向上支援（各種研修会、ふるさと礎プラン（教師力向上3か年戦略）、他）
- 教材教具等の整備（電子黒板、デジタル教科書、他）

②小中一貫教育の取組を充実させるとともに、教育・保育施設と学校の連携指導をさらに推進します。

- ◆学府の特徴を生かした小中一貫教育の推進
- 導入・推進計画（ロードマップ）の作成
- ◆英語を使つてのコミュニケーション能力の育成
- ◆教育・保育施設、小、中の子ども同士の交流や教職員の交流

③地域とともにある園・学校づくりを推進します（コミュニティ・スクールの推進）。

- 地域に開かれた園・学校づくりの推進（学校運営協議会の設置、学校自己評価・学校関係者評価の実施と公表、地域人材の活用、コミュニティ・スクールディレクターの配置）
- 園・学校防災体制の継続的な見直し及び整備

施策2 「個」に応じたきめ細かな支援・指導の充実

【基本方針】

「生きる力」を育むため、一人一人の個性を生かし、「個」に応じたきめ細かな教育指導ができるような環境づくりを目指します。

【施策と主な取組】

◆は磐田市で独創的に取り組んでいる施策

①確かな子ども理解のもとに、小中学校9年間の継続した指導を行います。

- 小中一貫教育の推進
- ◆市費負担教員（ふるさと先生）の配置

②35人学級によるきめ細かな教育を行います。

- ◆市費負担教員（ふるさと先生）の配置

③特別な支援を要する児童生徒への支援、教育支援体制の充実を図ります。

- 巡回相談、教育支援員・介助員、ことばの教室指導員他の配置
- 特別支援コーディネーター、特別支援学級担任、通常学級担任、教育支援員に対する研修の実施
- LD等通級指導教室、言語通級指導教室の設置

④いじめや不登校に対応する教育相談体制の充実を図ります。

- 磐田市教育支援センターの設置
- 心の教室相談員の配置
- 不登校児童生徒等対策研修会の実施
- スクールソーシャルワーカーの配置
- いじめ防止対策の推進

⑤外国人児童生徒への支援、教育支援体制の充実を図ります。

- 外国人児童生徒支援員・相談員の配置
- 外国人児童生徒初期支援教室の設置（NIJI）

⑥関係機関との連携体制の整備を進めます。

- 要保護児童等対策協議会（子育て支援課所管）、関係機関（医療機関、他）との連携

方針2 子どもの成長を支える「地域力」をさらに活用します。

施策1 地域の学習資源を活かした教育活動の推進

【基本方針】

磐田市の豊かな自然・歴史・文化やふるさとに伝わる人々の願いなどを学習する機会を取り入れることで、ふるさとへの誇りと愛情をもち、より良い地域づくりに取り組もうとする心や姿勢が育まれることを目指します。

【施策と主な取組】

◆は磐田市で独創的に取り組んでいる施策

①ふるさとについて学ぶ機会の充実を図ります。

- 社会科副読本「わたしたちの磐田」の配付と活用
- 遠江国分寺に関する副読本の配付、活用と検証
- ◆ジュピロ磐田ホームゲームの小学生一斉観戦

②地域の文化財を活用した学習の場を整備します。

- ふるさと歴史たんけん隊、訪問歴史教室、昔の授業体験、文化財めぐりウォーク

施策2 子どもを健やかに育む地域づくり

【基本方針】

子どもを地域全体で育てていくには、地域の大人が言わば「第3の保護者」として子どもの成長に積極的にかかわっていくことができる環境づくりが必要です。

家庭や学校における限定された人間関係を離れ、地域社会というコミュニティの中で様々な人や集団とかわり、自然や文化に触れ、体験することができるなど、子どもを健やかに育む地域づくりを目指します。

【施策と主な取組】

①放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保します。

- 「放課後子ども総合プラン」（放課後児童クラブ、放課後子供教室）
- 防犯教室の実施
- 青少年健全育成にかかわる諸団体（PTA等）との連携

施策3 家庭、地域、園・学校における読書活動の推進

【基本方針】

子どもの成長過程で、未知の事柄への興味関心を高めるとともに、思考力・判断力・表現力を養う上で、読書の果たす役割はきわめて重要です。そのため、子どもの読書環境を充実させ、近年指摘され続けている「読書離れ」を好転させていくことを目指します。

【施策と主な取組】

①市立図書館と家庭、地域、園・学校が連携を図りながら読書活動を推進します。

- 「磐田市子ども読書活動推進計画（第2次計画）」の検証と新たな推進計画の策定
- 子どもの身近な地域での読書環境の整備（園・学校などへの団体貸し出し）
- 図書館主催のおはなし会や各種講座、行事の実施
- ブックスタート事業の実施
- 茶の間ひととき読書運動の実施
- 育成支援（読み聞かせボランティアの養成と活用）と学校図書館運営への協力
- 学校や教育・保育施設、その他関連施設との連携によるおはなし会、図書館利用ガイダンス等の実施・推進

方針3 市民が活用しやすい「学びの場や環境」を整備します。

施策1 学校施設などの安全・充実

【基本方針】

子どもが喜んで通い、保護者が安心して子どもを通わせることができるよう、学校施設などの安全を保つとともに、その充実を目指します。

【施策と主な取組】

◆は磐田市で独創的に取り組んでいる施策

- ①安全安心で快適な学校施設の充実を推進します。
 - 緑のカーテン事業
 - 防災機能強化改修工事
- ②校庭芝生化既設校の適正な維持管理に努めます。
 - ◆既設校における維持管理
 - ◆公立幼稚園・保育園園庭芝生化事業

施策2 就学のための経済的支援

【基本方針】

全ての児童生徒が円滑に義務教育を受けることができるよう、経済的な理由から就学が困難となっている児童生徒の保護者に対する援助を行います。また、特別に支援が必要な児童生徒の保護者への経済的負担の軽減を図ります。

【施策と主な取組】

- ①就学援助費等による経済的な支援を行います。
 - 就学援助費による支援
 - 特別支援教育就学奨励費による支援

施策3 図書館サービスの向上

【基本方針】

市民が様々な情報を必要に応じて気軽に入手でき、学習に対する適切な助言を得られるなど図書館サービスの向上を目指します。

【施策と主な取組】

- ①資料の充実を図るとともに、関係施設との連携を図ります。
 - 市民の課題解決支援のための情報提供（子育て、ビジネス支援等）とレファレンス（参考調査）サービスの充実
 - 静岡産業大学図書館との円滑な連携協力
 - 中東遠地域間の図書館運営の連携
 - 「いわたデジタルアーカイブ」の充実と地域資料の電子化の推進

施策4 歴史遺産の整備・活用

【基本方針】

歴史遺産の整備・活用の計画的な推進、地域史料の調査・収集、歴史文書館における公文書の適切な管理を目指します。

【施策と主な取組】

- ①文化財の調査・保存・整備・活用、伝統行事の継承支援、地域史の編さんを推進します。
 - 遠江国分寺跡をはじめとした文化財の調査・保存・整備・活用
 - 公文書・地域史料の収集・管理
 - 旧見付学校や旧赤松家記念館などの資料館の展示内容の充実

方針別の実績 (平成25年度～平成27年度) と平成28年度の指標

※H25から H27の数値は目標に対する年度ごとの実績値を示しています。

※H28は、平成27年度までの実績をふまえ、平成 28 年度に達成をめざす目標値を示しています。

方針1 子どもの「生きる力」を育みます。

施策1 魅力ある園・学校づくりの推進

指 標 名		H25	H26	H27	H28
「幼稚園は子どもが興味をもち、意欲的に遊べる環境を整えている」と答える保護者の割合(★)	幼	99.8%	99.8%	99.3%	99.5%
「我が子は、生活リズム(食事、排泄、睡眠)が身に付いている」と答える保護者の割合(★)	幼	98%	95%	95%	96%
「授業の内容がよく分かる」と答える児童生徒の割合(★)	小	90%	91%	91%	92%
	中	83%	83%	81%	83%
「子どもたちは該当学年の学習内容を理解している」と答える教員の割合	小	85%	85%	83%	86%
	中	87%	84%	86%	88%
「我が子は、興味をもつことが増え、自ら進んでやってみようとするようになった」と答える保護者の割合(★)	幼	96%	98%	99%	99.5%
「進んで先生に聞いたり自分で調べたりして学習している」と答える児童生徒の割合(★)	小	74%	75%	77%	80%
	中	67%	69%	70%	71%
「子どもは幼稚園に行くことを楽しみにしている」と答える保護者の割合(★)	幼	99.9%	99%	99%	99.5%
「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合(★)	小	90%	90%	90%	91%
	中	88%	90%	89%	91%
「中学校での学習や生活を楽しみにしている」と答える児童の割合(★)	小	80%	83%	86%	87%
「外国語活動の授業が楽しい」と答える児童の割合(★)	小	88%	88%	86%	89%
「英会話の力が伸びている」と答える生徒の割合(★)	中	69%	70%	71%	72%
「子どもは園に好きな先生や、好きな友達がいる」と答える保護者の割合(★)	幼	98.9%	99.4%	99.9%	100%
「学校に相談できる人がいる」と答える児童生徒の割合(★)	小	88%	89%	90%	91%
	中	86%	88%	88%	89%
「私たちの学級(学校)は互いにルールを守り、協力する雰囲気がある」と答える児童生徒の割合(★)	小	82%	83%	85%	86%
	中	82%	85%	86%	87%
「先生は子どものことを理解して指導にあたっている」と答える保護者の割合(★)	幼	99.6%	99%	99%	99.6%
	小	92%	93%	92%	94%
「学校で目指そうとしている子どもの姿や保育・教育内容について知っている」と答える保護者の割合(★)	中	83%	87%	87%	88%
	幼	99%	97%	98%	99%
	小	90%	88%	87%	90%
	中	80%	79%	80%	81%

(★) は、幼稚園・学校で実施している児童生徒や保護者向けアンケートに共通して含めることとする。

施策2 「個」に応じたきめ細かな支援・指導の充実

指 標 名		H25	H26	H27	H28
「幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導ができています」と答える教員の割合	幼	97%	89%	98%	99%
「個に応じたきめ細かな支援・指導ができています」と答える教員の割合	小	85%	88%	91%	92%
	中	91%	85%	84%	86%
小中学校における教育支援員配置人数(1校あたり)		2.39人	2.4人	2.63人	2.66人
学校からの要請に対する外国人児童生徒相談員、外国人児童生徒支援員の巡回・配置率		100%	100%	100%	100%
不登校児童生徒(文科省調査定義による)のうち、指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合(3月末)		13.5%	7.8%	(3月末)	13.5%
外国人児童生徒初期支援教室での支援を受けた児童生徒の学校での適応状況(学校における3か月間の出席率)		93.1%	94.2%	95.9% (1月末現在)	96%
引きこもりがちな児童生徒(年間160日以上欠席した不登校児童生徒)のうち、教育支援センターの通級・訪問支援を受けた児童生徒の割合(3月末)		17.5%	16.4%	(3月末)	20%

方針2 子どもの成長を支える「地域力」をさらに活用します。

施策1 地域の学習資源を活かした教育活動の推進

指 標 名		H25	H26	H27	H28
「園は、地域の自然や人を活かした保育を行っている」と答える保護者の割合(★)	幼	99.5%	99.9%	99.4%	99.6%
地域素材を活かした教育活動の結果として「今住んでいる地域の歴史や自然について関心がある」と答える児童生徒の割合(★)	小	75%	72%	77%	78%
	中	56%	57%	58%	59%
訪問歴史教室(埋蔵文化財センター見学含む)を開催する市内小中学校延べ数	小	29	43	41	41
	中	4	2	3	3

(★)は、幼稚園・学校で実施している児童生徒や保護者向けアンケートに共通して含めることとする。

施策2 子どもを健やかに育む地域づくり

指 標 名	H25	H26	H27	H28
未就園児への園開放を年間6回以上行うよう教育課程に位置づけている幼稚園・こども園数(割合)	23園 (100%)	22園 (100%)	20園 (100%)	20園 (100%)

施策3 家庭、地域、園・学校における読書活動の推進

指 標 名	H25	H26	H27	H28
ブックスタートの参加率	84%	80%	84% (見込)	84%
子ども向け講座・行事等の参加者数	6,598人	6,913人	7,500人 (見込)	7,500人
児童図書の蔵書冊数(12歳以下の子ども一人当たり)	12.9冊	13.3冊	13冊 (見込)	13冊
図書館の児童図書の年間貸出冊数(12歳以下の子ども一人当たり)	25.7冊	25.9冊	27冊 (見込)	27冊

※ただし、竜洋図書館(H25.11~12月)、豊田図書館(H26.11~H27.1)耐震工事のため休館

方針3 市民が活用しやすい「学びの場や環境」を整備します。

施策3 図書館サービスの向上

※施策1、2の指標はありません。

指 標 名	H25	H26	H27	H28
磐田市立図書館の1,000人あたりの貸出冊数 ※外国人登録者数を含む	7,850点	7,660点	8,000点 (見込)	8,000点
図書資料の整備 ※寄贈を含む受入点数	26,266点	24,815点	24,000点 (見込)	24,000点

※ただし、竜洋図書館(H25.11~12月)、豊田図書館(H26.11~H27.1)耐震工事のため休館

施策4 歴史遺産の整備・活用

指 標 名	H25	H26	H27	H28
旧見付学校などの資料館の入館者数 (旧見付学校・旧赤松家記念館・竜洋郷土資料館・豊岡農村民俗資料館・ 歴史文書館・埋蔵文化財センター)	40,686人	43,204人	43,500人 (見込)	44,000人

重要な課題への対応 1 園・学校の台風・地震・津波等の防災対応基準



台風等による暴風警報等発表時及び解除時等の対応基準

情報	時刻	学校・園	
	家庭 登校前	午前	午後
注意報	○登校	○通常通り	○通常通り ・状況に応じて下校
警報	○自宅待機	○残留 ・状況に応じて下校	○残留 ・状況に応じて下校
解除	○午前10時前 登校 ○午前10時以後 休校		

※「気象等に関する特別警報」

情報	時刻	学校・園	
	家庭 登校前	午前	午後
特別警報	○自宅待機	○残留	○残留
解除	○自宅待機	○安全が確認されたのち、下校又は保護者引き渡し	

◎原則として学校長・園長が判断する。

【留意点】

- 特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。
- その他の警報（暴風雪、大雨、大雪、洪水等）が発表され、この基準によりがたい場合には、児童生徒等の安全を第一に考え、学校長・園長の判断により措置を講ずる。この場合、速やかに教育総務課に報告する。
- 保護者引き渡しについては、兄弟姉妹関係を配慮し学府（中学校区）ごとに引き渡し体制の確認をする。また、保護者への事前周知を徹底し、学校・園の対応を明確にする。
- 自宅待機や休校措置をとった場合、その後の登校に関する家庭への連絡は、連絡網や「いわたホットライン」を利用する。
- 気象状況によっては、教育委員会の判断により対応を「ファクシミリ」、「メール」、「いわたホットライン」等で指示する場合がある。
- 家庭への連絡は、連絡網や「いわたホットライン」を利用する。なお、「いわたホットライン」への登録を随時奨励し、その推進を図っていく。
- 外国籍児童生徒等の家庭には外国籍保護者同士のネットワークを利用するなど、確実に連絡が伝達されるよう体制を整えておく。

【児童クラブについて】

- 登校後、暴風警報が発表された時、児童クラブは開所する。警報が解除されなくても状況により保護者に早い迎えを依頼する。
- 登校後、特別警報が発表された時、児童クラブは開所する。特別警報が解除され、安全が確認された後、保護者に迎えを依頼する。

○警報の発表・解除の情報について、各家庭においてテレビやラジオ、インターネット等から情報を入手するよう事前に働きかけておく。



東海地震に関連する調査情報・注意情報・予知情報（警戒宣言）発表時及び東海地震を含む大規模地震（震度5弱以上）発生時、その後の対応基準

	調査情報	注意情報	予知情報（警戒宣言）	地震発生
登校前		○自宅待機 ※必要に応じて休校措置	○休校	○避難行動
登校中		①避難行動 ・学校、自宅又は避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・保護者引き渡し 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難場所へ	①避難行動 ・学校、自宅又は避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・保護者と協議し、引き渡し等 対応を決定する 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難所へ	①避難行動 ・学校又は避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・安全が確認されたのち 保護者引き渡し 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難所へ
在校中	防災対応なし	①学校待機 ②その後の対応 ・保護者引き渡し	①学校待機 ②その後の対応 ・保護者と協議し、引き渡し等 対応を決定する	①避難行動 ②学校待機 ③その後の対応 ・安全が確認されたのち 保護者引き渡し
下校中		①避難行動 ・学校、自宅又は避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・保護者引き渡し 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難場所へ	①避難行動 ・学校、自宅又は避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・保護者と協議し、引き渡し等 対応を決定する 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難所へ	①避難行動 ・学校又は避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・安全が確認されたのち 保護者引き渡し 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難所へ

【留意点】

- 保護者引き渡しについては、兄弟姉妹関係を配慮し、学府（中学校区）ごとに引き渡し体制の確認をする。また、保護者への事前周知を徹底し、学校・園の対応を明確にする。
- 注意情報や予知情報発表時においては、学校待機の時間が長引くこともあるため、保護者と協議の上、引き渡しを進めていく。
- 登下校時の避難（場所、方法等）について、各家庭でもしっかりと協議し、確認をするよう保護者に依頼する。
- 自宅待機や休校措置をとった場合、その後の登校や学校再開に関する家庭への連絡は、連絡網や「いわたホットライン」を利用する。なお、休校措置を登校前に決定したときは、速やかに教育総務課に報告する。
- 電話やメール等が使用できない場合の連絡方法について、職員間はもちろんのこと、保護者とも確認しておく。
- 情報によっては、教育委員会の判断により対応を指示する場合がある。

【児童クラブについて】

- 注意情報・予知情報（警戒宣言）が発表された時、および震度5弱以上の地震が発生した時、児童クラブは開所しない。

《用語について》 避 難 所…指定避難所（学校や交流センターなどの公共施設－市内 44 か所）
避難場所…自治会等で決めている一時的な避難場所



大津波警報・津波警報・津波注意報発表時及び解除時等の対応基準

	大津波警報・津波警報		津波注意報
	発表	解除	
登校前	○避難行動又は自宅待機	○午前10時前 登校 ○午前10時以後 休校	津波の発生が、遠地近地にかかわらず、津波（一波・二波）が到着しても被害が生じる高さではないと学校が判断した場合、登校前、登校中、在校中、下校中、全て通常通りの対応となる。 ただし、海岸近くにいる場合は、すぐにその場から離れ避難行動をとる。 ※注意報から警報に変更された場合には速やかに警報の対応をとる。
登校中	○避難行動	○午前10時前 通常通り 《学校にいる場合》…通常通り ※ただし、被害状況により保護者引き渡し 《学校以外にいる場合》…登校後、通常通り ※ただし、登校後被害状況により保護者引き渡し ○午前10時以後 休校 《学校にいる場合》…保護者引き渡し又は下校	
在校中	○学校待機又は避難行動	○通常通り ※ただし、被害状況により保護者引き渡し	
下校中	○避難行動	《学校に避難してきた場合》…保護者引き渡し又は下校 《学校以外にいる場合》…自宅又は避難所等へ移動	

◎原則として学校長・園長が判断する。

【留意点】

- 第4次地震被害想定で津波浸水地域を学区にもつ学校が対象であるが、想定地域外であっても状況によっては同様の対応になる場合がある。また、遠隔地地震による津波情報が発表された場合にも同様の対応とする。
- 津波発生の有無にかかわらず、上記の対応基準に沿うこととする。
- 津波注意報であっても、災害の発生や突然の警報への変更があり得るため、情報には常に留意し、危機感をもって対応する。なお、注意報でも避難所が開設される場合があるため、開設時の支援が必要となる場合がある。
- 登校中や在校中に警報が解除された場合、安全が確認できれば、通常への対応となることもある。そうした場合の対応については、事前に周知徹底を図るとともに、連絡網や「いわたホットライン」を利用して各家庭に連絡する。
- 別紙「東海地震に関連する調査情報・注意情報・予知情報（警戒宣言）発表時及び東海地震を含む大規模地震（震度5弱以上）発生時の対応基準」【留意点】に準ずる。

【児童クラブについて】

- 登校前に大津波警報・津波警報が発表された時、児童クラブは開所しないが、学校へ登校となった場合は開所する。

《用語について》 避難行動…学校又は高台、避難タワー等の避難場所への避難

参考—津波警報・注意報の種類

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

（※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震）

種類	発表基準 (予想される津波の高さが高いところで)	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだや小型船舶が転覆します。ただちに海から上がって、海岸から離れてください。

重要な課題への対応 2

子どもの安全安心を確保するために

命はかけがえのない尊いものであり、自他の生命や心の安心を守ることは最も大切なことです。しかし、交通事故、転落事故など、子どもの生命・身体の安全や心の安心が損なわれるような事案が全国で発生しています。これらのことを深刻に受け止め、学校や教育委員会、家庭、地域など関係者が一丸となって取り組むことが求められています。子どもの生命・身体の安全や心の安心を確保するための重要な取組を示しました。

取組1 人権教育の充実を図り、自他の命や人権を大切にすることを育みます。

- 教育活動の様々な場で、子どもが命の大切さや人権について考える場や機会を大切にします。
- 社会全体で子どもを守り育てていくことができるよう家庭や地域と連携できる体制づくりを進めます。
- 学校と教育委員会や、警察、児童相談所などの関係機関との連携を促進します。

取組2 防災教育の充実を図り、災害時に自他の生命を守る実践力を育みます。

- 学校での防災教育の充実を図ります。
- 幼小中連携による防災訓練や家庭・地域と連携した防災訓練など、これまでの想定にとらわれず、様々な状況に対応した防災訓練の充実を図ります。

取組3 安全教育の充実を図るとともに、安全管理を推進します。

- 交通安全教育の充実を図るとともに、通学路の安全確保に必要な対策等を進めます。
- 安全管理の充実を図るとともに、施設設備の点検など生活上の安全に必要な対策等を進めます。
- 防犯教育の充実を図るとともに、不審者情報の保護者・地域への提供など防犯対策を進めます。

重要な課題への対応 3

保護者・地域社会から信頼される園・学校を目指して

近年、静岡県内においても、学校に対する保護者や地域社会の信頼を裏切る教職員による不祥事が発生していることは大変遺憾なことです。各園・学校では、教職員による不祥事を根絶させ、保護者や地域社会の方々からの信頼を回復する取組が必要です。このことは、たとえ自分たちの園・学校から不祥事を起こしていない学校であっても、全県下の教職員が襟を正して取り組むべき課題であると考えます。磐田市に勤務する全ての教職員が、教職に携わる者としての自覚と誇りを持ち、謙虚に自らを振り返り、他に学ぶ姿勢をもち続けることが大切だと考えます。

取組1 管理職による不祥事根絶のための取組を推進します。

- 教職員へのきめ細かな指導を継続・徹底する。
- 教職員の指導や仕事内容、人間関係等を把握する。
- あらゆるところから情報が入るネットワークづくりを行う。
- 確認と見届けを行う。
- 年間を通して計画的に校内コンプライアンス委員会や研修等を実施する。
- モラル・ハラスメントを意識した職場環境づくりを行う。

取組2 教職員の仲間づくりを推進します。

- 職場内に孤立しがちな教職員をつくらない職員室文化を醸成する。
- 管理職や同僚と何でも話ができる、悩みを相談できる環境づくりを行う。
- お互いに遠慮なくアドバイスしたり、苦言を呈したりすることができる人間関係づくりを行う。
- 各種研修会等を通じて、園・学校の枠を超えた仲間づくりを行う。
- 園児児童生徒への対応について、組織を生かした指導体制の充実を図る。

取組3 磐田市立学校徴収金等取扱要領等に沿った、公金や校納金の適正な取扱いを行います。

- 学校徴収金等取扱要領などに沿った入金・出金を行う。
- 複数体制での管理を行う。
- 管理者は定期的に会計簿及び通帳を点検する。

取組4 個人情報の適正な管理を行います。

- 情報媒体等の持ち出しに関するルールを守る。
- 電子化された情報が管理上の不備により流失することがないように留意する。

取組5 人権尊重の教育を推進します。

- ことばを大切にされた教育を推進する。
- 体罰はもちろんのこと、園児児童生徒の人格を傷つけるような言動の根絶を図る。

重要な課題への対応 4 学力向上に向け「確かな学力」を育成するために

全国学力・学習状況調査の目的は、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることであり、「確かな学力」の育成につながるものです。

したがって、学校は、学力の3要素（基礎的・基本的な知識及び技能、思考力・判断力・表現力その他の能力、主体的に学習に取り組む態度）を押さえて日々の授業実践に取り組み、児童生徒に「確かな学力」を身に付けるよう努めなければいけません。

取組1 「付けたい力」を明確にした授業づくりを行います。

- 小学校では自作テストを実施し、「付けたい力」を教師が把握し、児童に身に付いているか確認する。
- バランス（話す、聞く、読む、書く）のとれた授業を展開して、特に「読むこと・書くこと」に力を入れる。条件（文字数・時間・指定語句・内容等）を示し、書く力を育成する。
- 全教科において、図表やグラフを適切に読み取ることや目的に応じて複数の情報を関連付けて考えをまとめる力を育成する。
- 学習したことを各教科の学習や実生活とつなげて考えるような学習場面を設定する。

取組2 教員の指導力向上に努めます。

- 学力向上研修会及び教科等指導リーダー研修会では、講師を招聘して「付けたい力を明確にした授業づくりと校内研修」について指導を受け、研修会を充実させる。
- 若手教員の指導を通して、教科等指導リーダーの育成に努める。

取組3 学力向上委員会を設置し、全国学力・学習状況調査の分析をし、学力向上のための改善に努めます。

- 全国学力・学習状況調査を実施し、結果を分析するとともに短期的・中長期的実践項目の具体的な改善策を示す。
- 全国学力・学習状況調査の結果を活用する。
- PDCAサイクルを生かして授業づくりを検証する。

取組4 家庭生活・家庭学習の改善を推進します。

- メリハリのある家庭生活ができるよう学校・家庭が連携して取り組む。
- 毎日、集中して家庭学習を行うよう支援する。
- 宿題の出し方を工夫する。
- 「早寝、早起き、朝ご飯」の基本的な生活習慣の定着を推進する。

取組5 子どもの学びを支える取組を支援します。

- 司書リーダーや学校図書支援員を巡回型で配置し、学校図書館の整備を行う。
- 読書活動の推進を図る。

重要な課題への対応 5 いじめ防止対策の推進

いじめの問題は、学校における重要課題の一つです。学校が一丸となり、組織で対応するとともに、家庭や地域、関係機関と連携し積極的に取り組むことが求められています。「いじめは決して許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識をもち、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめの早期発見・早期解決に向けて努めていきます。また、認知したいじめについては、被害者の立場になって考え、初期段階から組織的に取り組み、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるようにしていきます。

取組1 いじめ防止のための施策に総合的に取り組みます。

- 「いじめ防止等対策推進条例（平成27年4月1日施行）」に基づき、「いじめ防止等のための基本的な方針（平成27年7月1日制定）」を定め、いじめ防止のための対策を総合的に効果的に推進する。
- いじめ防止等の対策や推進を効果的に行うため、「いじめ問題対策連絡協議会」と「いじめ防止等対策推進委員会」の組織を設置する。

取組2 いじめを未然に防止するため、健やかでたくましい心を育みます。

- 子ども自らがいじめについて考える場や機会を設定し、いじめをなくそうとする活動を大切にする。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を養うため、全教育活動を通じた道徳教育や体験活動の充実を図る。
- 教職員が一人一人の子どもと積極的に関わり、子ども理解を深め信頼関係を築くとともに、子ども同士も望ましい人間関係をつくり、いじめが起こりにくい集団をつくる。
- 教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する研修を計画的に実施する。
- 家庭や地域の理解と協力が得られるよう啓発活動を行う。
- 関係機関と可能な限り情報を共有するとともに、状況に応じて連携した指導を行う。

取組3 いじめの早期発見・早期解決を目指して組織的に取り組みます。

- いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめをしている子どもからも出ている。子どもの出すサインに注意を払う。
- 定期的に教育相談やアンケートを実施したり、連絡ノート等による家庭連絡を通して保護者からの情報を積極的に収集したりして、いじめの早期発見に努める。
- いじめを認知した時には、多方面から情報収集を行い、いじめの全体像を把握し、組織的に問題解決まで取り組む。
- いじめの再発防止に向けて、保護者と連携しながら子どもへの経過観察を行い、必要に応じて追加支援策を検討する。
- 必要に応じて関係機関との連携を取り、適切な指導を行う

重要な課題への対応 6 新時代の新たな学校づくり

磐田市の小中一貫教育も、本年度全中学校区において本格実施となり、コミュニティ・スクールも全校指定し取り組んでいます。これらの成果を今後さらに発展させ、少子高齢化・情報化の進行、地域コミュニティの衰退等の社会状況に対応するために、**子どものつながりの深化・地域とのつながりの深化・教師のつながりの深化**を目指した「新時代の新たな学校づくり」に取り組みます。

取組1 学府一体校構想を推進します。

- 老朽化の著しいながふじ学府を優先的に取り組み、各学府の実態調査を行う。
- 自治会長、PTA役員、学府協議会、教職員と連絡調整を密にし、地域に根ざした学校づくりに取り組む。
- 地域と新たな学校づくり研究会の意見を基に、ながふじ学府基本構想を策定する。

取組2 新たな学校づくりを基本に教育施設の老朽化に的確に対応します。

- 将来にわたって安全安心な教育環境の維持に努める。
- 今後集中的に更新時期を迎える施設に対し、修繕、長寿命化改修（大規模改修）、施設更新（改築）など、学府一体校を視野に入れ、地域の実情に合った老朽化対策を検討する。

取組3 新たな学校づくり研究会にて研究を深めます。

- 小中一貫教育の現状及び今後の動向を踏まえ、これからの磐田市ならではの新時代の新たな学校づくりについて研究する。
- 「目指す子ども像」「地域と協働する学校」「新たな学校の可能性と課題」などについて、多様な角度から検討する。

幼稚園・こども園関連事業

こども部 幼稚園保育園課

☎0538-37-4858

【基本方針】

さまざまな体験を通して、心と身体で感じ取りながら「生きる力」を育てる幼児教育の推進を目指します。

- ◆魅力ある幼稚園・こども園づくりの推進（創意と工夫の教育活動、安全安心の充実）
- ◆個に応じたきめ細かな保育の推進（特別支援員等の配置、特別支援教育に関する研修の充実 など）
- ◆地域に開かれ、地域を活かした幼稚園・こども園づくり
- ◆子どもを健やかに育む地域づくり（未就園児への園開放 など）

生涯学習関連事業

市民部 市民活動推進課

生涯学習推進グループ ☎0538-37-4886

【基本方針】

地域で活動するサークル等への支援や、交流センターを活用した講座、講演会などの開催を通して、市民の学習機会の充実を図るとともに、地域全体で青少年が健やかに成長する環境づくりを推進します。

- ◆市民の学習機会の充実（交流センターでの講座・生涯大学いきいき学園等の開催、出前講座・学びの師・学びの友等生涯学習情報の提供 など）
- ◆家庭教育の推進（家庭教育学級の開設、家庭教育講座・家庭教育出前講演会の実施 など）
- ◆青少年健全育成の推進（少年補導センターの運営、少年補導の実施、青少年健全育成会団体への支援 など）
- ◆青少年活動の推進（中学生ボランティア講座の開催、子ども会・ボーイスカウト等青少年活動団体への支援 など）
- ◆成人式の開催

スポーツ振興関連事業

市民部 市民活動推進課 スポーツ振興室

☎0538-37-4832

【基本方針】

サッカーをはじめとする様々なスポーツを振興し、子どもからお年寄りまでが多様なレベルで生涯を通じてスポーツを楽しむことによって、心身の健全な発達や健康増進を図り、地域間交流を盛んにするとともに、産業振興や地域活性化などを図ります。

- ◆社会体育関連
 - いわたスポレク健康フェスティバル、親子ふれあい体育教室の開催 など
 - 学校体育施設の市民開放、社会体育施設の管理運営 など
 - 磐田スポーツ部活の設立・運営
- ◆スポーツによるまちづくり関連
 - ジュビロ磐田ホームタウン推進事業（ジュビロ磐田ホームゲーム小学生一斉観戦 など）
 - 総合型地域スポーツクラブの支援

文化・芸術振興関連事業

市民部 文化振興課

☎0538-35-6861

【基本方針】

様々な文化芸術活動を一つ一つ積み重ね、市民の豊かな心を育み、普段は暮らしやすく、時には心躍るまちへと変化し、文化的な雰囲気街中にあふれ、住んでいることに誇りを感じる「感動と育成の文化芸術のまち」を目指します。

- ◆ほんものを鑑賞・体験する機会の充実（ダンスや音楽等の磐田文化振興会が行うホール事業等への支援）
- ◆地域における文化芸術活動への支援（芸術祭開催委託、文化協会ほか市内文化芸術団体への支援、「文芸磐田」の発行）
- ◆次代の文化芸術を担う青少年等の育成（青少年の文化芸術活動育成、磐田こどもミュージカル、全国大会等出場者の奨励）
- ◆香りの文化を発信（磐田市香りの博物館の管理運営）

※「磐田市文化芸術振興計画」の詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。
 (<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/keikaku/>)

わたしたちの 磐田

(参考) 社会科副読本付属資料



0 3km

- | | | | |
|--|------------|--|-----|
| | 林 | | 市役所 |
| | 田畑 | | 支所 |
| | 茶畑 | | 警察署 |
| | 家や建物が多いところ | | 消防署 |
| | 店が多いところ | | 小学校 |
| | 工場が多いところ | | 工場 |
| | | | 漁港 |
| | | | 果樹園 |

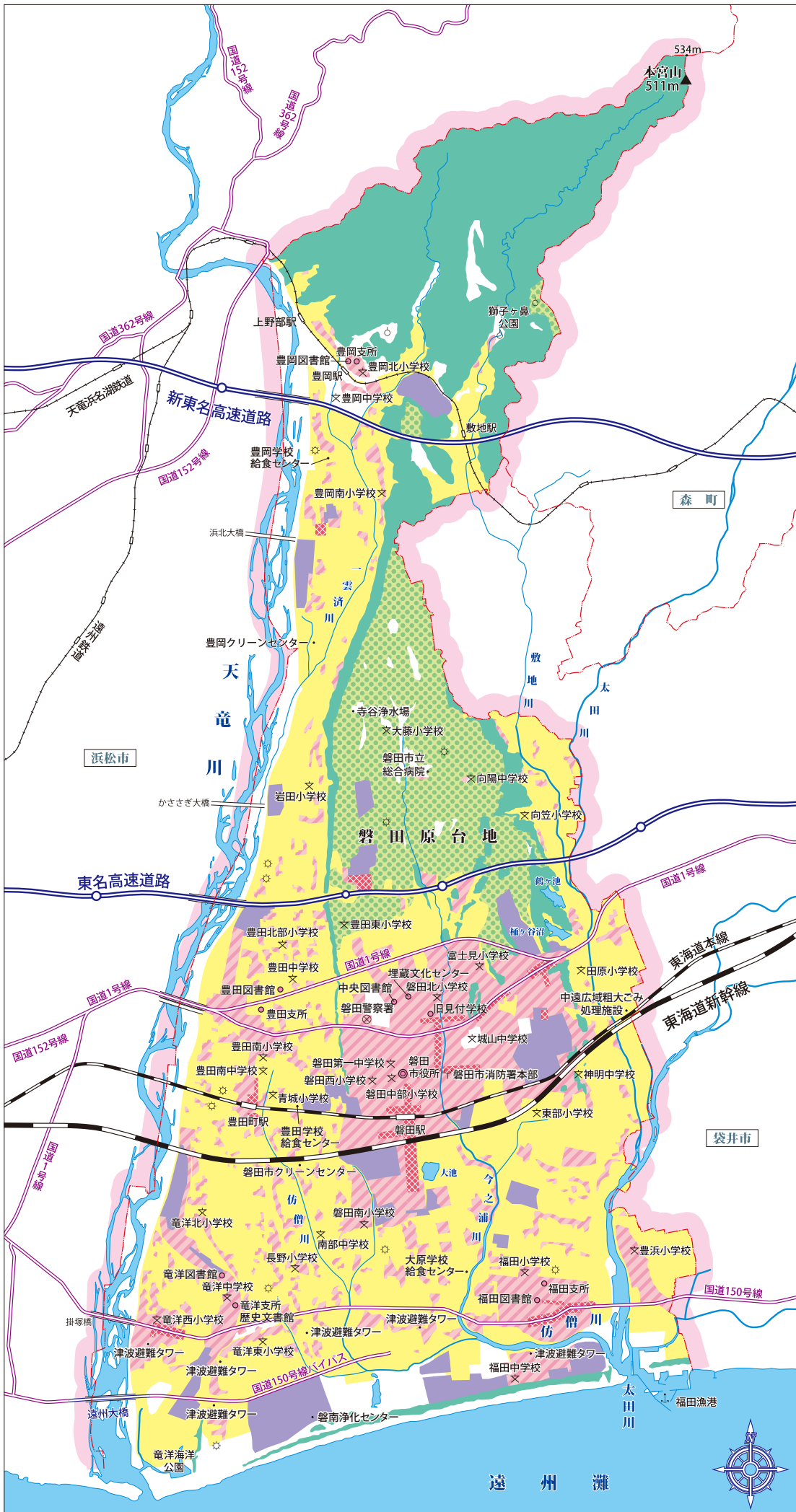
海老芋



ベッコウトンボ



旧見付学校



磐田市の教育施設

磐田市立幼稚園	
磐田北幼稚園	見付 2366 0538-32-3450
磐田南幼稚園	千手堂 1075 0538-32-4316
向笠幼稚園	向笠竹之内 397-13 0538-38-0456
長野幼稚園	小島 362-2 0538-34-5813
岩田幼稚園	匂坂中 987 0538-38-1454
田原幼稚園	三ヶ野 936-1 0538-35-3505
東部幼稚園	東貝塚 205-1 0538-32-0718
磐田中部幼稚園	中泉 1853-1 0538-34-5815
南御厨幼稚園	東新屋 351-5 0538-35-7811
磐田西幼稚園	中泉 2522-2 0538-35-5644
福田中幼稚園	福田 1555-1 0538-55-4130
竜洋幼稚園	豊岡 6605-3 0538-66-5333
豊田南幼稚園	森下 280 0538-35-5695
豊田北部幼稚園	加茂 1027-2 0538-36-0757
青城幼稚園	中田 610 0538-32-6739
豊田東幼稚園	高見丘 65 0538-32-5279
豊岡南幼稚園	上神増 1410 0539-62-2544
福田こども園	福田中島 55 0538-55-2323
大藤こども園	大久保 640-5 0538-38-0824
豊岡こども園	新開 541 0539-62-2545

磐田市立小学校	
磐田北小学校	見付 2352 0538-32-6168
磐田中部小学校	中泉 1203-2 0538-32-5101
磐田西小学校	中泉 2522-2 0538-32-2275
磐田南小学校	千手堂 1356-1 0538-32-2553
東部小学校	東貝塚 206 0538-32-2490
大藤小学校	大久保 282-1 0538-38-0021
向笠小学校	向笠竹之内 391-6 0538-38-0390
長野小学校	小島 736 0538-32-5437
岩田小学校	匂坂中 987 0538-38-1854
田原小学校	三ヶ野 1030-1 0538-32-5445
富士見小学校	富士見町 4丁目 9-5 0538-36-0770
福田小学校	下太 380 0538-55-2129
豊浜小学校	豊浜 9 0538-55-2570
竜洋東小学校	中平松 23 0538-66-2034
竜洋西小学校	川袋 1900 0538-66-2134
竜洋北小学校	堀之内 356 0538-66-1190
豊田南小学校	森下 300 0538-32-5273
豊田北部小学校	加茂 1026 0538-32-3857
青城小学校	中田 55 0538-35-4128
豊田東小学校	高見丘 57 0538-37-0621
豊岡南小学校	上神増 1410 0539-62-2155
豊岡北小学校	下野部 158-1 0539-62-2036

磐田市立中学校	
磐田第一中学校	国府台 39-1 0538-32-6101
城山中学校	見付 263-3 0538-32-6108
向陽中学校	向笠竹之内 1162-2 0538-38-0339
神明中学校	鎌田 2262-74 0538-32-4644
南部中学校	野箱 32 0538-35-7575
福田中学校	福田中島 3753-1 0538-55-2101
竜洋中学校	豊岡 4473-8 0538-66-2324
豊田中学校	加茂 243 0538-32-4637
豊田南中学校	立野 200 0538-37-3451
豊岡中学校	合代島 943 0539-62-2085

磐田市立図書館	
中央図書館	見付 3599-5 0538-32-5254
福田図書館	福田 1552-1 0538-58-3300
竜洋図書館	豊岡 6605-3 0538-66-7788
豊田図書館	上新屋 304 0538-36-1711
豊岡図書館	下野部 48 0539-62-3210

展示資料館	
旧見付学校附磐田文庫	見付 2452 0538-32-4511
旧赤松家記念館	見付 3884-10 0538-36-0340
埋蔵文化財センター	見付 3678-1 0538-32-9699
竜洋郷土資料館	岡 405-47
豊岡農村民俗資料館	吉貴地 180-7
歴史文書館	岡 729-1 0538-66-9112

磐田市立 学校給食センター	大原学校給食センター		磐田市大原2923-1	0538-58-2595
	豊田学校給食センター		磐田市中田238	0538-31-0211
	豊岡学校給食センター		磐田市下神増962-6	0539-63-0043

教育委員会事務局<教育部>		TEL(0538)
教育総務課	児童・総務グループ	37-4821
	児童・総務グループ(放課後児童クラブ)	37-2773
	施設管理グループ	37-4873
	学府一体校推進室	37-2115
	学校給食管理室管理グループ	37-4780
学校教育課	教職員グループ	37-2760
	指導グループ	37-4921
	教育支援グループ	37-4923
中央図書館	管理グループ・図書グループ	32-5254
文化財課	管理グループ・調査グループ	32-9699

平成28年度 磐田市の教育の概要	
編集	磐田市教育委員会 教育総務課 児童・総務グループ 〒438-8650 静岡県磐田市国府台3-1 TEL.0538-37-4821 FAX.0538-36-1517 E-mail kyoikusomu@city.iwata.lg.jp ホームページ http://www.city.iwata.shizuoka.jp/kyoiku/index.html
発行	平成28年4月
印刷	株式会社ケイ・アート